

各私立学校設置法人理事長 様  
(小・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 3 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（通知）

このことについて、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から別添のとおり照会がありましたので、貴法人において当該事業計画がある場合は、下記により提出願います。

記

1 今回募集する事業

令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に契約予定であり、令和 3 年度内に完了する次の（１）～（９）の事業を募集対象とします。

また、申請状況によっては、事業着手（契約）予定時期が早期のもの等を優先的に採択又は予算の範囲内で補助額を圧縮すること等を予定していますので御承知おきください。

- (1) 高機能化整備事業（校舎等のバリアフリー化整備）
- (2) 防災機能強化施設整備事業（耐震補強）
- (3) 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）
- (4) 防災機能強化施設整備事業（耐震改築）
- (5) 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）
- (6) 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））
- (7) 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））
- (8) 施設環境改善整備事業（トイレ改修整備）
- (9) 施設環境改善整備事業（空調設備等整備）

注：各事業における上限の設定が無い場合（計画調書作成要領又は別添参照）、1 事業あたり 4 億円を上限とします。また、今後着手する複数年度にわたる事業についても、総国庫補助金額の上限を 1 事業あたり 4 億円とし、また、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますので御承知おきください。

例：Ⅰ期（令和 3 年度）：上限を適用しない場合の国庫補助額 3 億円

Ⅱ期（令和 4 年度）：上限を適用しない場合の国庫補助額 2 億円

⇒この場合、例えば、工事費按分によりⅠ期（令和 3 年度）2.4 億円、

Ⅱ期（令和 4 年度）1.6 億円とする。

## 2 提出書類

国の依頼文書（令和3年10月22日付け3高私助第12号）に定める計画調書等

## 3 提出方法等

### （1）申請一覧（様式1）

- ア 提出方法：電子メールにてExcel ファイルを提出のこと。
- イ 提出期限：令和3年11月2日（火）17時 <厳守>

### （2）計画調書

添付している計画調書の様式及び作成要領を使用して書類を記入してください。

また、事業の契約時期によって、計画調書の提出期限が異なりますので御留意ください。

- ア 提出方法：電子メール及び郵送（2部）
- イ 提出期限

#### ① 令和3年12月1日から令和3年12月31日までに契約を予定している事業

令和3年11月16日（火）17時 <厳守> **【必着】**

※3者以上の入札書（見積書）の提出が当該期限までに困難な場合、少なくとも、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。また、その場合であっても、令和3年11月22日（月）までには3者以上の入札書（見積書）を提出ください。

※ 令和3年11月末に交付内定予定

#### ② 令和4年1月以降に契約を予定している事業

令和3年11月25日（木）17時 <厳守> **【必着】**

※3者以上の入札書（見積書）の提出が当該期限までに困難な場合、少なくとも、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。また、その場合であっても、令和3年12月20日（月）までには3者以上の入札書（見積書）を提出ください。

※令和3年12月末に交付内定予定

## 4 留意事項

- （1）計画調書等の作成に当たっては、国の依頼文書（令和3年10月22日付け3高私助第12号）及び交付要綱等を熟読の上、留意事項を確認して作成すること。
- （2）上記1（8）及び（9）に該当する事業について、新型コロナウイルス感染症対応として、学生等の安全・安心な学習環境の確保のため、施設整備に既に着手した又は速やかに実施するなど、緊急性の観点からやむを得ず令和3年6月1日から交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する事業に関しては、補助対象として扱うこととします（令和3年12月1日から交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する上記1（1）～（7）に該当する事業に関しても、これと同様に扱うこととします）。なお、補助対象と扱うのは、他の補助要件（補助対象と定めている工事等の整備であること、原則3者以上の見積を揃える等）を満たしていることが前提であること及び補助対象として扱う事業全ての交付決定を約束するものではないことに御留意願います。

- (3) 契約に当たり、当該学校法人又は学校の内規に抵触することのないよう留意すること。
- (4) 事業計画が無い場合、連絡等は不要であること。
- (5) 事務手続きを円滑に進めるため、当該事業計画がある場合は、資料作成前に下記担当宛て予め御連絡願います。

【担当】 私学振興担当 杣

電話：019-629-5041 FAX：019-629-5049

Mail AH0007@pref.iwate.jp